明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○視聴覚的実演に関する北京条約（一）　二
〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府三八）　三
〔省　令〕
○科学技術研究調査規則の一部を改正する省令（総務四五）　一三
○地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令（同四六）　一四
〔告　示〕
○個人企業経済調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件（総務一五四）　一九
○地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針の一部を改正する告示（同一五五）　二四
○科学技術研究調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部を改正する件（同一五六）　二五
○視聴覚的実演に関する北京条約の効力発生に関する件（外務一六五）　三〇
〔官庁報告〕
国家試験
令和元年度技術士第一次試験再試験合格者（文部科学省）　三〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、基本測量関係事項関係　三九
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、地方職員共済組合定款の一部変更関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五二

本号で公布された法令のあらまし

◇視聴覚的実演に関する北京条約（条約第一号）

（外務省）

この条約は、視聴覚的実演に関し、人格権並びに複製権及び譲渡権等の財産的権利を実演家に付与するとともに、これらの権利の行使に関する法的な保護及び救済等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　他の条約との関係（第一条関係）

この条約は、他の条約に基づくいかなる権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

2　定義（第二条関係）

この条約の適用上の用語（「実演家」、「視聴覚的固定物」、「放送」及び「公衆への伝達」）について定義している。

3　保護の受益者（第三条関係）

締約国は、他の締約国の国民である実演家に対して、この条約に基づいて認められる保護を与える。

4　内国民待遇（第四条関係）

各締約国は、この条約において与えられる排他的権利及び衡平な報酬を請求する権利に関して自国民に与える待遇を、他の締約国の国民に与える。

5　人格権（第五条関係）

実演家は、現に行っている実演及び視聴覚的固定物に固定された実演に関して、これらの実演に係る実演家であることを主張する権利（氏名表示権）及び自己の声望を害するおそれのある変更等に対して異議を申し立てる権利（同一性保持権）を有する。

6　実演家の固定されていない実演に関する財産的権利（第六条関係）

実演家は、固定されていない実演の放送又は公衆への伝達及び固定を許諾する排他的権利を享有する。

7　実演家の排他的権利（第七条～第一〇条関係）

実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、複製、販売その他の譲渡、公衆への商業的貸与、インターネットへのアップロード等を許諾する排他的権利を享有する。

8　放送及び公衆への伝達に関する権利（第一一条関係）

㈠　実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、放送又は公衆への伝達を許諾する排他的権利を享有する。

㈡　締約国は、㈠の許諾の権利の代わりに衡平な報酬を請求する権利を設定することを、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。なお、我が国は、この条約の締結に際して、同時再放送（放送を受信して同時に放送を行うこと）等については、実演家に許諾権の代わりに報酬請求権を認める旨の宣言を行った。

㈢　いずれの締約国も、㈠若しくは㈡の権利を特定の利用についてのみ適用すること、当該権利を他の方法により制限すること又は㈠及び㈡の権利を適用しないことを、宣言することができる。なお、我が国は、この条約の締結に際して、映画館、カフェ等の公衆に開かれた場所における視聴覚的固定物の再生については実演家の許諾権及び報酬請求権を認めない旨の宣言（留保）を行った。

9　権利の移転（第一二条関係）

締約国は、自国の国内法令において、実演家がその実演を視聴覚的固定物に固定することに同意した場合には、実演家と当該視聴覚的固定物の製作者との間の契約に別段の定めがない限り、7及び8の権利について、当該製作者が有し、若しくは行使すること又は当該製作者に移転することを定めることができる。

10　制限及び例外（第一三条関係）

㈠　締約国は、実演家の保護に関して、著作権の保護について国内法令に定めるものと同一の種類の制限又は例外を国内法令において定めることができる。

㈡　締約国は、この条約に定める権利の制限又は例外を、実演の通常の利用を妨げず、かつ、実演家の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。